

文教委員会資料①

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

- (6) 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料1 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども未来局に関する部分）

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和7年8月28日)

議案第 1 1 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども未来局に関する部分）

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）
- (2) 国家戦略特別区域法の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）

2 改正する条例

- (1) 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例
- (5) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例
- (6) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (7) 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
（上記 2（1）から（2）まで及び（5）から（8）まで）
「第 3 3 条の 1 0 各号」→「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
- (2) 上記 1（2）に伴い、国家戦略特別区域限定保育士に係る規定の整備を行うもの
（上記 2（1）から（5）まで、（7）及び（8））

4 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前</u>の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常</p>

改正後	改正前
<p>生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。)第5条第2項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合に</p>	<p>生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。)第5条第2項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合に</p>

改正後	改正前
<p>において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型</p>	<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型</p>

改正後	改正前
認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p>

改正後	改正前
<p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上）</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上）</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただ</p>	<p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上）</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上）</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただ</p>

改正後	改正前
<p>し、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>し、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p>	<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第28号 (虐待等の禁止)</p>	<p>○川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第28号 (虐待等の禁止)</p>
<p>第13条 職員は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>	<p>第13条 職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>
<p>第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前</u>の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、10人以下の児童を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、40人以下の児童を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>	<p>第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、10人以下の児童を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、40人以下の児童を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
<p>2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。</p>	<p>2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。</p>
<p>3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。</p>	<p>3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。</p>
<p>4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。</p>	<p>4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。</p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (虐待等の禁止)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (虐待等の禁止)</p>
<p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>	<p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>
<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士又は管理栄養士 (6) 調理員</p>	<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士又は管理栄養士 (6) 調理員</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>	<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>
<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると</p>	<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると</p>

改正後	改正前
<p>認められる者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p> <p>6 前項の規定による看護師は、保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。</p>	<p>認められる者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p> <p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。</p>

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(職員の数等)</p>	<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(職員の数等)</p>																				
<p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。</u>以下この項において「登録」という。）</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において「登録」という。）</u>を受けたものに限る。）</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				

改正後	改正前
<p>を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第46条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p>	<p>諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第46条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p>

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程(第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。)に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上</p>	<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程(第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。)に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、<u>児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。</u>以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に</p>	<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、<u>児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）</u>を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に</p>

改正後	改正前												
<p>掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。</p>	<p>掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 443 416 491">学級数</th> <th data-bbox="416 443 1066 491">面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 491 416 539">1学級</td> <td data-bbox="416 491 1066 539">180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 539 416 584">2学級以上</td> <td data-bbox="416 539 1066 584">320+100×（学級数－2）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 443 1415 491">学級数</th> <th data-bbox="1415 443 2065 491">面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 491 1415 539">1学級</td> <td data-bbox="1415 491 2065 539">180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 539 1415 584">2学級以上</td> <td data-bbox="1415 539 2065 584">320+100×（学級数－2）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）
学級数	面積（平方メートル）												
1学級	180												
2学級以上	320+100×（学級数－2）												
学級数	面積（平方メートル）												
1学級	180												
2学級以上	320+100×（学級数－2）												
<p>イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。</p>	<p>イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。</p>												
<p>ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。</p> <p>(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p>	<p>ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。</p> <p>(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p>												

改正後	改正前												
<p>(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。</p>	<p>(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積 (平方メートル)												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												
学級数	面積 (平方メートル)												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												
<p>エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。</p> <p>(ア) 子どもが安全に利用することができること。</p> <p>(イ) 利用時間を日常的に確保できること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(エ) ウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。</p> <p>(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。</p> <p>a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。</p>	<p>エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。</p> <p>(ア) 子どもが安全に利用することができること。</p> <p>(イ) 利用時間を日常的に確保できること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(エ) ウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。</p> <p>(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。</p> <p>a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。</p>												

改正後	改正前
<p>b 献立等について、栄養士又は管理栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。</p> <p>c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができること、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。</p> <p>d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。</p> <p>イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。</p> <p>ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。</p> <p>エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども</p>	<p>b 献立等について、栄養士又は管理栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。</p> <p>c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができること、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。</p> <p>d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。</p> <p>イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。</p> <p>ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。</p> <p>エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども</p>

改正後	改正前
<p>も園に固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。</p> <p>カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。</p> <p>(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。</p> <p>イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>も園に固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。</p> <p>カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。</p> <p>(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。</p> <p>イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p>

改正後	改正前
<p>ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。</p> <p>イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。</p> <p>a 日曜日</p> <p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について</p>	<p>ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。</p> <p>イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。</p> <p>a 日曜日</p> <p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について</p>

改正後	改正前
<p>は、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p> <p>ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができることと認められること。</p> <p>コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。</p> <p>サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p>	<p>は、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p> <p>ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができることと認められること。</p> <p>コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。</p> <p>サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p>

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第38条第2項において同</p>	<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第38条第2項において同</p>

改正後	改正前
じ。) とともに保育する場合には、5人以下とする。	じ。) とともに保育する場合には、5人以下とする。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第36号 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては学校教育法第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第36号 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第41号 (虐待等の禁止)</p>	<p>○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第41号 (虐待等の禁止)</p>
<p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>	<p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>
<p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>
<p>2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。</p>
<p>3 第1項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たっ</p>	<p>3 第1項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たっ</p>

改正後	改正前
<p>て当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	<p>て当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号 (職員)</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上</p>	<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号 (職員)</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上</p>

改正後	改正前
<p>児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は</p>	<p>児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は</p>

改正後	改正前
<p>補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合 その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第33条の10 第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。</p>	<p>補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合 その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をし てはならない。</p>